

佐賀大学研究設備学外者利用規程

(平成31年3月29日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学（以下「本学」という。）に設置している研究設備を学外者の利用に供し、地域等の教育・研究活動の振興に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学外者」とは、本学に在籍する教職員及び学生（以下「教職員等」という。）以外の者（客員研究員、名誉教授その他本学、学部等から称号を付与されている者（以下「客員研究員等」という。）を含む。）をいう。

2 この規程において「学外利用者」とは、学外者のうち本学に設置している研究設備を利用するものをいう。

3 この規程において「研究設備」とは、本学に設置している研究設備のうち学外者に利用させることができるものをいう。

(利用の申請及び許可)

第3条 研究設備を利用しようとする学外者（以下「利用希望者」という。）は、佐賀大学研究設備学外者利用申請書（別紙様式第1号）により利用申請を行うものとする。

2 研究を担当する理事（以下「理事」という。）は、前項の申請に基づき、研究設備の利用の可否を決定し、その結果を遅滞なく、利用希望者に通知する。

3 研究設備の利用期間は、当該申請が許可された日の属する年度に限り有効とする。ただし、研究設備の利用申請に係るプロジェクトの期間が年度を超える場合には、当該プロジェクト終了期間まで有効とすることができる。

4 学外利用者は、利用期間の更新を希望する場合は、利用期間終了日の1月前までに更新の申し出を行い、理事の許可を得なければならない。

5 学外者は、利用期間中に利用申請書の記載内容に変更がある場合は、速やかに修正申請を行わなければならない。

6 理事は、学外利用者がこの規程及び別に定める利用条件を遵守しない場合は、利用の許可を取り消すことができる。

7 理事は、第2項及び第6項の規定により利用を許可及び取り消した場合には、総合研究戦略会議に報告するものとする。

(研究設備)

第4条 研究設備は、別に定める。

- 2 理事は、総合研究戦略会議の議を経て、研究設備を変更することができる。
 - 3 理事は、研究設備に関する利用手順、その他の必要事項を別に定め、公表する。
- (利用)

第5条 第3条第2項の規定により研究設備の利用を許可された学外利用者が、研究設備を利用する場合は、別に定める手続きにより、研究設備を予約し、利用するものとする。

- 2 研究設備の利用については、教職員等が、学外利用者に優先する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、客員研究員等が研究設備を利用する場合の手続きは、教職員等の手続きに準じて取り扱うことができる。
- 4 学外利用者が研究設備を利用できる時間は、国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年4月1日制定）第5条に規定する勤務時間の範囲内とする。ただし、理事が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 5 学外利用者は最初に研究設備を利用する場合は、必要な教育訓練を必ず受講しなければならない。

(利用料等)

第6条 理事は、総合研究戦略会議の議を経て、利用料金を別に定め、公表する。

- 2 学外利用者が研究設備を利用した場合は、学外利用者（学外利用者が所属する機関の支払い責任者を含む。）は利用料金を負担しなければならない。
- 3 理事は、利用料金等の内訳を、研究設備利用料内訳書（別紙様式第2号）により学外利用者に通知する。
- 4 学外利用者は、第1項に規定する利用料金について、本学が発行する請求書により請求書発行日の属する月の翌月末日までに支払わなければならない。
- 5 前項の規定に基づき、学外利用者が料金を支払うに当たり、期限内に支払われなかったときは、期限の翌日から起算して納入をした日までの日数に応じ、料金に年5パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。
- 6 理事が、特に必要と認めた場合は、総合研究戦略会議の議を経て、財務担当部署の了承により、利用料金の負担を減免することができる。

(学外利用者の責任)

第7条 学外利用者は、本学が定める利用条件を遵守しなければならない。

- 2 学外利用者は、研究設備の利用に際し、誤操作等により研究設備に損傷を与えることのないように努めるとともに、施設の安全、防災、環境保全等に努めなければならない。
- 3 学外利用者は、本学が定める使用方法、利用条件等に違反し、研究設備を損傷させた場合は、当該設備を原状に回復する責務を負うものとする。

(本学の責任と免責事項)

第8条 本学は、学外利用者の試料及びデータの損失について、いかなる場合においても、その責めを負わない。

2 本学は、研究設備の利用により得られたデータの品質を保証するものではない。

3 本学は、故障等により予告なしに研究設備の利用を中止することができ、このことについて、いかなる場合においても、その責めを負わない。

4 本学は、設備等の利用によって学外利用者に生じた損害について、学外利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第9条 本学及び学外利用者は、研究設備の利用で知り得た相手方の秘密情報を相手方との書面による同意なしに開示してはならない。

(謝辞等)

第10条 学外利用者は、研究設備を利用したことにより得られたデータを公表する場合は、研究設備を利用したことを、当該学術論文、学会発表等において本文又は謝辞の形で公表し、論文等の写しを本学に送付するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究設備の学外者の利用に関し必要な事項は、本学が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式第1号 研究設備学外者利用申請書

別紙様式第2号 研究設備利用料内訳書

別紙様式第1号（第3条関係）

佐賀大学研究設備学外者利用申請書

（元号） 年 月 日

佐賀大学研究担当理事 殿

佐賀大学研究設備学外者利用規程第3条に基づき、下記のとおり申請します。

なお、申請が許可された際には、佐賀大学研究設備学外者利用規程に定められた利用条件等を遵守します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修正	
申請者	所属・職	
	氏名	
	住所	〒 -
	TEL/FAX	() - / () -
	E-mail	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
プロジェクト名称		
支払い責任者 ※請求書送付先	所属・職	
	氏名	
	住所	〒 -
	TEL/FAX	() - / () -
	E-mail	

注1) 申請区分が「修正」の場合は、変更箇所のみ記載してください。

注2) プロジェクト期間の都合により、利用期間が年度を超える場合は、プロジェクト名称を記載してください。

※佐賀大学記入欄

管理番号	受付日	承認日

佐賀大学研究設備学外者利用申請書

利用機関名： _____

<u>利用目的</u>

<u>利用研究設備</u>

区分	氏名	所属・部課名	職名	連絡先 メール, TEL
利用者1 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修正				
利用者2 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修正				
利用者3 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修正				
利用者4 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修正				
利用者5 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修正				

注)

1. 必要に応じて欄を増やしてください。
2. 実際に研究設備を操作する利用者を記入してください。
3. 必ず, 教育訓練を受けて利用してください。

研究設備利用料内訳書

殿

佐賀大学研究担当理事
（ 氏 名 ）

（元号） 年度 月～ 月分の研究設備利用料は、下記のとおりになりましたのでお知らせします。

記

利用項目	利用数	単位	単価(円)	計(円)	備考
利用総額					

※料金表は、別添のとおり。